

令和7年度 南陽市学童保育施設入所案内

1 目的

放課後、保護者の就労、疾病その他の理由により適切な保育を受けられない小学校1～6年生の児童に対して、児童の自主的な集団活動の場を提供し、豊かな心情と健康な身体を養うとともに、非行を防ぎ交通事故から児童を守り、健全な育成を図ることを目的としています。

2 利用できる基準（児童）及び利用できる学童保育施設

市内の小学校に在籍する児童（令和7年度入学する児童も含む）の内、保護者が別に定める「保育を必要とする理由」に該当し、家庭において日中及び放課後に適切な保育を受けられない児童であること。

利用できる学童保育施設は、通学している学区内に開設されている施設です。

3 対象施設

学区	施設	電話	入所区割	開設日時
赤湯	赤湯学童「めんごキッズ館」 （赤湯ふたば保育園隣）	43-2809	赤湯第二学童以外の児童	【平日】下校後～18:00 【土曜】8:00～18:00 【長期休暇中】7:45～18:00 （1時間延長有※別途料金）
	赤湯第二学童「さくらキッズ館」 （赤湯小学校敷地内）		主に放課後子供教室登録児童	
	赤湯第三学童 （赤湯小学校内）		申込状況により調整します	
沖郷	沖郷学童（わくわくセンター内）	43-3094	沖郷第二学童以外の児童	【平日】下校後～18:00 【土曜】8:00～18:00 長期休暇中】7:45～18:00 （30分延長有※別途料金）
	沖郷第二学童「ぽぷらキッズ館」 （沖郷小学校北側）	43-5801	主に放課後子供教室登録児童	
漆山	漆山学童（漆山小学校内）	27-7355		
梨郷	梨郷学童（梨郷児童館内）	47-4485		【平日】下校後～17:00 （1時間延長有） 【第1・3土曜日】8:30～16:30 ※事前の申出が必要です 【長期休暇中】8:30～17:00 （1時間延長有）
宮内	公徳会宮内学童保育施設	40-0260	2年生以上	【平日】下校後～18:00 （30分延長有※別途料金） 【第1・3・5土曜】8:30～17:00 【長期休暇中】8:30～18:00 （朝夕30分延長有※別途料金）
	宮内第二学童 「いちようキッズルーム」 （宮内小学校内）	47-2811	1年生	

4 学童保育利用料

月額 8,000円（遠足等の行事では別途実費負担有）

（1）延長保育等を利用する場合は、別途料金がかかります。詳しくは、施設へお問い合わせください。

（2）収入が少ないご家庭や多子世帯の手数料助成制度があります。

※①生活保護世帯、②就学援助費の受給世帯、③きょうだいで学童を利用し、かつ、市民税所得割課税額の合計が169,000円未満の世帯のいずれかに該当する方が対象です。

5 利用申込方法

(1) 受付期間 令和6年10月1日(火)から同月31日(木)まで ※土、日、祝日を除く

※入所者の調整がありますので、必ず期限内にお申込みください。

(2) 受付時間

赤湯、沖郷、漆山	10:30～18:00	梨郷	8:30～17:00	宮内	10:00～18:00
----------	-------------	----	------------	----	-------------

(3) 必要書類

①学童保育施設入所申込書

②児童調査票

③学童保育施設の利用に関する同意書

④保護者の状況を証明する書類(下記一覧)

※「保育の必要性」とは、父母が次の事由いずれかに該当することを指します。該当する事由により、必要となる証明書類が定められておりますので、市所定の様式で提出が必要な事由の場合は、申込書を受取る際に各施設に申し出ていただくか市公式 HP からダウンロードし提出ください。

■保育を必要とすることを証する書類一覧表

保育を必要とする理由	内容	証明書類
就労 (会社等勤務の場合)	月64時間以上の実労働をしていることが最低条件です。	就労証明書(市所定の様式に勤務先で証明交付を受けてください。)
就労 (自宅外自営、親族経営等の自営の場合)		就労状況申告書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
妊娠・出産	産前産後5か月程度	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
保護者の疾病、障がい	疾病による入院・通院または障がい で児童の保育が困難な場合	診断書の写し 身体障害者手帳、療育手帳当の写し
保護者がご家族を介護(看護)	常に介護(看護)が必要とされる者の 介護(看護)をしている場合	介護(看護)が必要であることがわかる 書類(診断書、介護保険証の写し等)
災害復旧	震災、風雪害、火災等その他の災害 復旧	り災証明書の写し
保護者が求職中	求職中である場合	求職活動申立書(南陽市の様式で提出) ※起業の場合、開業準備がわかる書類 も添付 ※内定の方は、内定通知書も添付する か、もしくは就労証明書のみを添付
保護者が学校に在学中	職業訓練校等における職業訓練も 含みます。	学生証、在学証明書の写し
その他 保護者が児童を保育できない 特別な理由がある場合	上記のほか保育の必要性に類する ものとして、保護者が児童を保育で きない特別な理由がある場合	当該理由が確認できる書類 ※児童を保育できない状況が分かるよ うな各種証明書類

※利用申込みをする児童が複数の場合は、1人目は原本、2人目以降はコピーを添付してください。

※兄弟、姉妹が保育所、幼稚園等に入所申込みする場合でも原本が必要です。

(4) 提出先

必要事項を記入の上、各学童保育施設(提出先)に直接ご提出ください。

赤湯小学校区の方については、赤湯学童保育施設(赤湯ふたば保育園隣)へ提出ください。

沖郷小学校区の方については、沖郷学童保育施設(わくわくセンター内)へ提出ください。

漆山小学校区の方については、漆山学童保育施設へ提出ください。

宮内小学校区の方については、公德会宮内学童保育施設へ提出ください。

梨郷小学校区の方については、梨郷児童館へ提出下さい

6 入所における留意事項

- (1) 申込状況により、低学年を優先的に調整を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- (2) 学年・放課後子供教室の利用の有無等を入所施設の調整の際に参考とする場合があります（赤湯・沖郷地区）。放課後子供教室の詳細は、別紙案内をご覧ください。（放課後子供教室の登録は、入学後になります。学校を通じ、登録についての案内が届きますのでそちらをご覧ください。）
- (3) 入所が決定となるのは、令和7年2月中旬頃の予定です。その後、入所する学童施設で、入所に向けての説明会を行う予定です（今後の状況により変更となる可能性があります）。
- (4) 入所する施設については、申込状況により調整する場合があります。
- (5) 申込みされた学童施設が入所可能人数を超えた場合は、入所保留（待機）となることがあります。
- (6) 5月以降の入所については随時受け付けます。学童保育施設に直接ご提出ください。

7 入所承諾の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合、入所承諾を取り消すことがあります。

- (1) 学童保育施設の利用対象児童でなくなった場合
- (2) 申込書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 児童が正当な理由なく1か月以上利用しない場合
- (4) 児童が入所後不良行為等により集団生活が困難となる場合や他の児童や支援員に危害を加える等、学童保育施設の管理、運営に支障を及ぼす場合
- (5) 学童保育利用料を正当な理由なく滞納し、納付相談等に応じない場合又は支払計画に基づいた支払いが現実的に不可能と判断された場合

8 学童保育利用料を滞納した場合

納期限まで納付がない場合、督促状などの発送を行います。

また、3か月以上滞納した方には、「児童手当からの申出徴収(※)」に同意していただきます。

※「児童手当からの申出徴収」とは、児童手当から滞納している費用分を差し引いて支給するものです。

※詳しくは別紙「児童手当からの学童保育利用料の徴収について」をご覧ください。

9 災害時や感染症発生時の対応

災害時や感染症発生時には、災害時の被災防止又は被害の軽減、感染症の拡大防止など、児童の安全・安心のための措置をとることとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

10 使用にあたっての注意事項

- (1) 登所及び降所について
 - ① 学校が終わったら、そのまま学童保育施設へ登所となります。
 - ② 降所時間、降所方法、お迎えの方の変更がある場合は、在籍している学童保育施設へ必ず保護者が連絡してください。
 - ③ お迎えは、お仕事等終わられた後速やかに、また、時間厳守をお願いします。
 - ④ 中学生以下の児童(きょうだい等)によるお迎えはご遠慮いただいております。
- (2) 欠席について
 - ① 欠席する場合は、必ず保護者が在籍している学童保育施設へご連絡してください。
 - ② 病気の場合は全快するまで休ませてください。
 - ③ 学級閉鎖となったクラスの児童は、学童保育施設も原則休みとなります。
- (3) 利用中の病気やけがについて
 - ① 利用中に発熱等何らかの体調不良が見られる場合、保護者に連絡をしますのでお迎えをお願いします。

②学童保育施設において、服薬等の医療行為は行いません。服薬等ある場合はご家庭で飲むタイミングや分量のご指導をお願いします。

③けがをした場合には、状況判断の上、保護者に連絡をしますが、急を要する場合は病院に直行したり、救急車を要請したりすることもあります。

(4) 宿題について

①学童保育施設では、宿題の時間を設けていますが、自主的に宿題に取り組む習慣を身につけていただくことを目的としているため、内容の指導は行いません。学童保育施設での宿題の取組みについて、お子様にお声がけいただくとともに、ご家庭で宿題の確認をお願いします。

②長期休業中においても、学習の時間を設けていますので、学校の宿題が終了しましたら、自主学習にも挑戦するよう、お子様へのお声がけをお願いします。

(5) その他

①学童保育利用料は学童保育施設で児童の健全な育成を行うために必要な経費の一部となるものです。学童保育利用料の納入については、期限まで必ず納付ください。

②緊急連絡先は、確実に連絡がとれるところを優先にお知らせください。

③学童保育施設において、児童にとってより良い環境を整えるために、集団生活における状況等を保育所、幼稚園、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有する場合があります。

④保護者の勤務内容等に変更があった場合には、速やかに変更後の就労証明書をご提出願います。

⑤学童保育施設への入所、退所が決定したら、小学校（担任の先生）へもお伝えください。

10 問合せ先

ご不明な点がございましたら、各学童保育施設 又は 南陽市すこやか子育て課子ども施設係へお問合せください。（すこやか子育て課 電話：40-8872）

